



県職労HP

webmaster@iwatekensyoku.or.jp

岩手県職員労働組合

vol. 06
2025. 8

新採用ニュース

～賃金決定・支部取組み紹介



県職員の賃金はどのように決まっているのでしょうか？

今回は県職員の賃金がどのように決まっているかについて説明します！賃金の決まり方の流れは右のとおりです。

民間企業では、労働組合と社長との直接交渉などで賃金が決定します。しかし、県職員の賃金は条例で定める必要があることから、右のような段階を経て決定されます。

国の人事院勧告が8月7日に出了されました。内容は、4年連続で月例給(月の給与額)・一時金(ボーナス)ともに引上げとなり、民間給与との較差を埋めるため、初任給及び若年層に重点を置き、俸給表全体を引上げ、一時金を0.05月分引上げ。引上げ分は期末・勤勉手当に均等配分との内容でした。

○人事院勧告のポイント(抜粋)

- ・本年4月時点で民間の月例給が国家公務員給与を15,014円(3.62%)上回っている。
- ・採用市場での競争力向上のため、**一般試験(大卒程度)に係る初任給を12,000円、一般職試験(高卒者)に係る初任給を12,300円引き上げ**。これに伴い、初任給を始め30歳台後半までに重点を置き、そこから改定率を逡減させる形で引上げ改定⇒本年4月にさかのぼって実施

○一時金 民間4.65月→国家公務員4.60月 =0.05月の格差
国家公務員の一時金月数4.60月→4.65月 0.05月分引上げ！
期末・勤勉手当に0.025月ずつ配分

①【人事院・県人事委員会】全国一斉に民間企業の賃金等状況を調査(4月～6月)



改善して欲しい内容を組合で交渉

②【人事院⇒国】人事院勧告(8月上旬)国家公務員の賃金改定を勧告



改善して欲しい内容を組合で交渉

③【県人事委員会⇒県】県人事委員会勧告(10月中旬)国の勧告を踏まえ県職員の賃金改定を勧告



改善してほしい内容を組合で交渉

④【県(人事当局)⇒県議会】県人事委員会からの勧告を受けて、給与条例の一部改正を県議会に提案(11月)



⑤【県議会】議決を受けて改定される(12月)

私たち県職員の賃金が決まる過程の中に、民間企業の賃金等の調査やその調査結果も踏まえた人事院勧告(国家公務員)や県人事委員会勧告が行われていることが分かったかと思えます。今後、私たち県職員の賃金等が決まっていきます！県職労の動きに注目してみよう!!



賃金は、「最低限の生活費」ではない

地方公務員法第24条(抜粋)

職員の給与は生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与その他の事情を考慮して定めなければならない。

ここで言う生計費とは…

食料費・・・食料

居住関係費・・・住居、光熱・水道、家具・家電用品

被服・履物費・・・被服及び履物

雑費Ⅰ・・・保健医療、交通・通信、教育、教養娯楽

雑費Ⅱ・・・その他の消費支出(諸雑費、こづかい(使途不明)、交際費、仕送り金)

自分の賃金は足りているかな？



支部取組み紹介!!

盛岡支部青年婦人部 昇給・昇格学習会

7月25日（金）に盛岡支部青年婦人部では「昇給・昇格の仕組み」について学習会を開催し17名が参加しました。

青年婦人部の高谷琢人さんが講師を務め、昇給・昇格がどのような基準で行われているのかについて学びました。

具体的には、採用区分（高卒・大卒・中途採用）によって扱いが異なり、標準的な例を示していただきながら1級から2級へ、3級へ昇格する流れについて説明していただきました。

また、「昇格の目安」については、かつては標準的な昇格の基準があったが、地域給の導入や査定昇給制度の導入などにより、標準的な昇格の目安がなくなったこと、査定昇給制度の影響等をなくし、一般的に積み上げた場合の目安として、大学卒業程度の場合（新卒者）は、満10年の経験で主任（3級）に昇格する取扱いとなるなど、標準的なモデルケースを示していただきながら説明を受けました。



二戸支部 賃金(給料)・休暇学習会

8月8日（金）に二戸支部青年婦人部では、賃金の基本的な考え方、休暇制度について学習会を開催し非組合員も含む6名が参加しました。

県職労本部須藤中央執行委員に講師を依頼し、賃金については「自分たちの賃金の決定の仕組みを知る」と「現在の賃金の概要・給与明細書の見方を知る」の項目に分けて説明していただきました。民間企業の賃金等の調査結果が自分たち公務員の賃金決定にも影響があるなど実際の流れも踏まえて賃金決定の仕組みを学んだことで、イメージがしやすかったです。給与明細書の見方も、普段あまり意識して確認しない項目の意味を改めて知ることによって、自分の賃金を振り返るよい機会となりました。

休暇制度については「どのくらい知ってる？休暇制度〇×クイズ」として、クイズ形式で休暇制度を学びました。クイズの解答解説の際に、これまで組合で要求・交渉して改善されてきた休暇の内容や実際にどのような時に休暇を取得できるのかも併せて知ることができました。

